

職員の懲戒処分について

令和 8 年 6 月 3 0 日

総 務 部

令和 8 年 6 月 3 0 日付けで、関係職員の懲戒処分を行ったので発表します。

この度の不祥事により、市民及び関係者の皆様へ多大な御迷惑と御心配をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。再発防止に向けて、職員の綱紀の保持及び服務規律の確保を徹底し、市政に対する信頼の回復に努めてまいります。

1 事案の概要

令和 8 年 1 月 5 日、市民からの情報提供により、対象職員が生活保護関係書類をごみステーションに廃棄したことが発覚したものであり、生活保護受給者 7 名分 3 8 件の個人情報が出るとともに、対象職員が生活保護費の支給処理を怠っていたことが判明した。

調査の結果、廃棄した関係書類以外にも未処理の支給事務があることが判明し、未支給の総額は合計 9 世帯分 3 1 4, 4 8 3 円に及んだ。

2 対象職員及び処分内容

(1) 所属等

福祉安心部 一般職 事務職員 2 0 代

(2) 処分内容

停職 6 月

3 関係職員

(1) 所属等

福祉安心部 部長職 事務職員 5 0 代

福祉安心部 次長職 事務職員 5 0 代

(2) 処分内容

いずれも訓告（管理監督責任）

4 再発防止のための取組

(1) 事務懈怠及び情報漏えいの防止対策（所属内対応）

申請書等を共通キャビネットで保管するよう義務付け、申請書等の受領時には受理簿に記載し複数職員が進行管理を行うとともに、事務懈怠防止や個人情報の管理徹底についての研修を実施するなどし、事務懈怠等の発生を防ぐ。

(2) 綱紀の保持及び服務規律の確保（全庁対応）

法令等の遵守、適正な職務遂行の徹底及び市民生活や市政の信頼に影響を及ぼす非遵行行為に対して厳正な処分を行うこと等について、市長名で全職員に対し通知を発出することで、職員の綱紀の厳正な保持及び服務規律の確保を徹底する。

(3) 研修内容の充実（全庁対応）

不祥事等の再発防止に係る研修内容等の充実を図る。